

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第44号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員として参加することが適当である奉仕活動)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第1項第4号</u>の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(職員として参加することが適当である奉仕活動)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第1項第3号</u>の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。